

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和
三年
五月
十一
日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和三年六月三十日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則附則第四条第二項の規定は、令和三年四月一日から適用する。